

令和6年度 基本施策評価シート

作成日 令和6年6月12日

基本施策	E5	安全・安心で快適な住環境をつくります	
2025年度に めざす姿	対 象		意 図
	市民が		それぞれの地域で、安全・安心・快適に住み続けている。
第五次総合計画[前期基本計画]基本施策掲載ページ			134ページ
基本施策主管課名	住宅政策室	関係課名	建築指導課、建築総務課

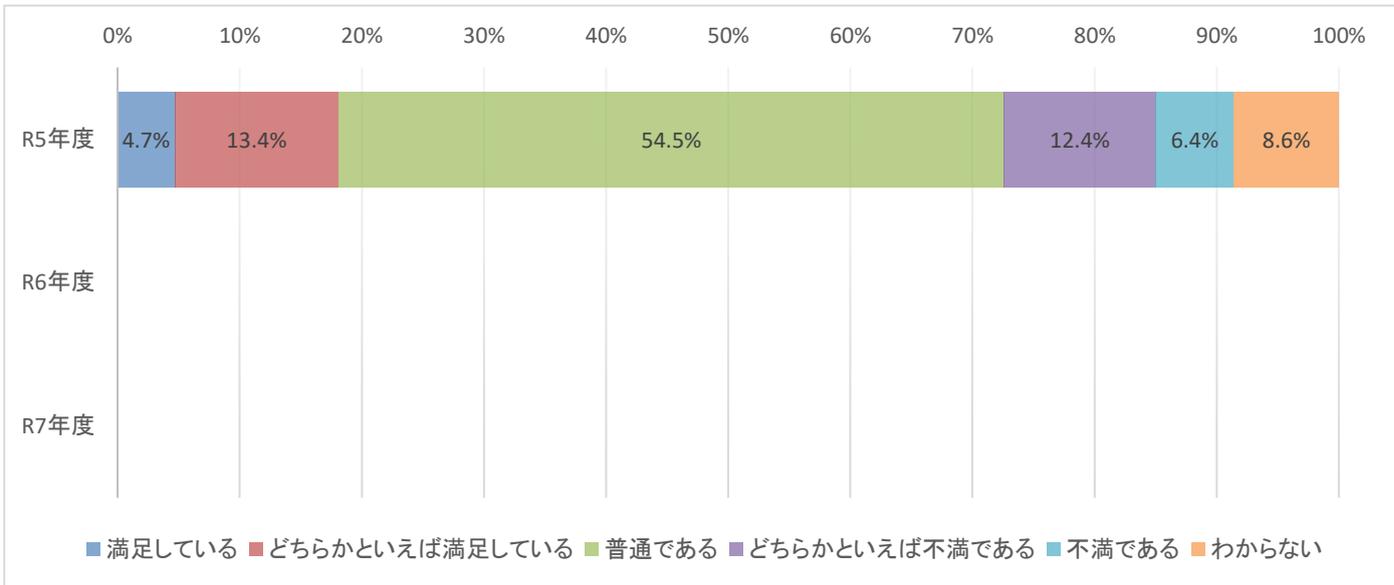
基本施策の総合評価

総括	<ul style="list-style-type: none"> ●基本施策の成果指標である「住みやすいと思う若年(満39歳以下)の市民の割合は、67.8%(5年度実績)で、2025年度(令和7年度)に目指す姿である76.0%を下回っている。 ●また、「戸建て住宅の認定長期優良住宅の戸数」は、177件(令和5年実績)で2025年度(令和7年度)の目標値である261戸を下回っている。 ●市民満足度については、「不満である」及び「どちらかといえば不満である」と回答した人の割合が18.8%であり「満足している」及び「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合18.1%を若干上回る調査結果であった。 ●このことから市民等に対し、長崎市の住環境の魅力や安全・安心・快適に暮らすための今後の基準となる長期優良住宅・低炭素住宅認定制度などのさらなる周知・啓発が必要と思われる。 以上を踏まえ、今後の主な取組みは次のとおりとする。
E5-1	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世帯が求める住居の立地や設備など、引き続きニーズの把握に努め、子育て世帯のニーズに合致する市営住宅の供給について、必要性も含め検討を進める。 ●これまでに構築した仕組み(「住宅供給」・「情報発信」・「相談・支援」)を引き続き活用し、住宅供給の観点から、更なる若者や子育て世帯の市外流出の抑制と市内定住の促進が図れるよう、現在認定している協力認定事業者の取組みのほか、必要に応じて「住みよかプロジェクト協力認定制度」による新規認定も視野に入れて進めていく。 併せて、アンケート調査による若者や子育て世帯のニーズや社会動向など新たな要素も取り入れながら、状況に合った施策を展開していく。 ●移住者の定住を図るため、空き家・空き地情報バンクへの登録件数を増やすほか、全国版の空き家バンクへ拡大するなどの制度改正を検討する。 ●市営住宅については、公募する住宅の選定方法等を検討し、入居率の向上に努める。
E5-2	<ul style="list-style-type: none"> ●新規住宅着工件数が年々減少しているものの、長期優良住宅の割合は一定数を占めており、令和5年度より、住宅支援制度に関する情報及び長期優良住宅やZEH住宅などの省エネ補助制度について、市民や事業者等に対するパンフレット等を作成し、広報周知を行っていることから、それを最大限活用することにより更なる認定件数の向上につなげていく。また、令和7年4月から全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準が義務付けられることから、市民や事業者等に対し、法改正による制度変更に関する説明会等を実施し、併せて長期優良住宅・低炭素住宅認定制度についても周知することで認定件数の向上につなげていく。これらに加え、環境部作成のゼロカーボンポータルサイトなどを活用して更なる周知に努めていく。 ●特定空家等除却費補助金や老朽危険空き家対策事業並びに財産管理人の選任などの空家等対策の推進に関する特別措置法改正への対応に加え、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度などの周知を図るとともに、所有者等に対し、改善へ向けた指導を粘り強く行う。また、財務部において令和5年度から施行している「住宅用地特例の適用に関する家屋の要件を定める条例」、「長崎市老朽危険空き家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例」の運用と連携してさらなる空き家対策を強化していく。 ●空き家・空き地バンク制度について、広報紙や出前講座等により引き続き周知を図るとともに、空家等活用促進区域の検討など空家等対策の推進に関する特別措置法改正への対応を行う。また、先行他都市の事例を研究し、空き家と利用希望者のマッチングの促進に努めていく。更に、令和6年度から地域に出向き講座を実施する。

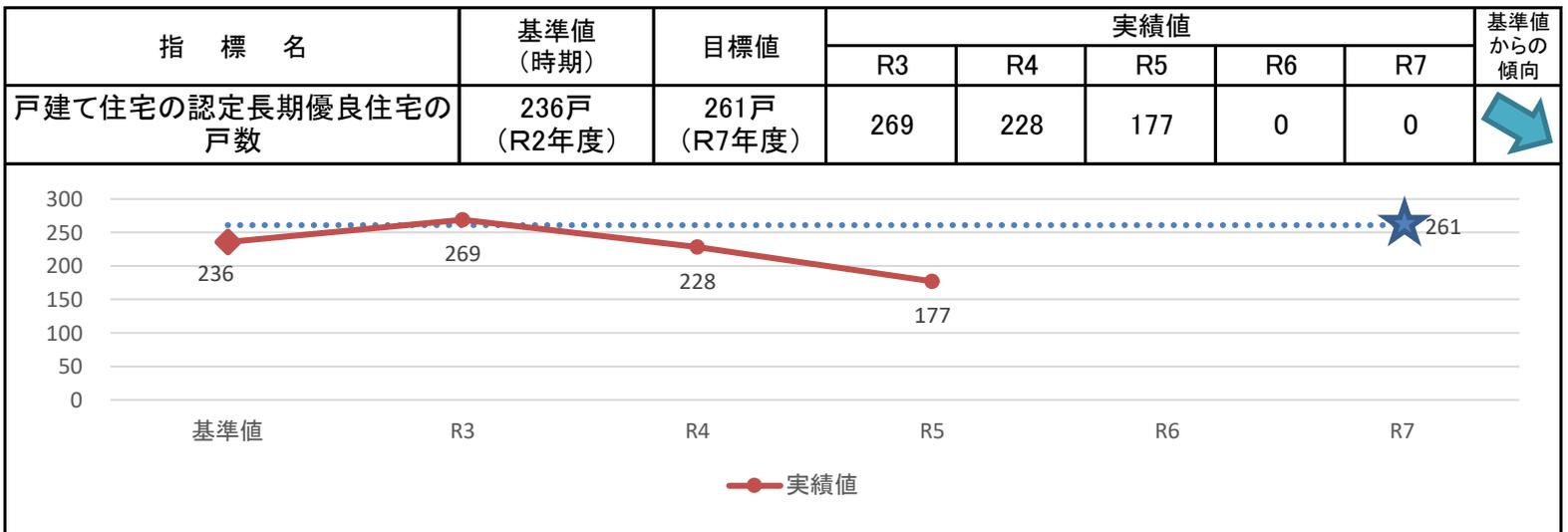
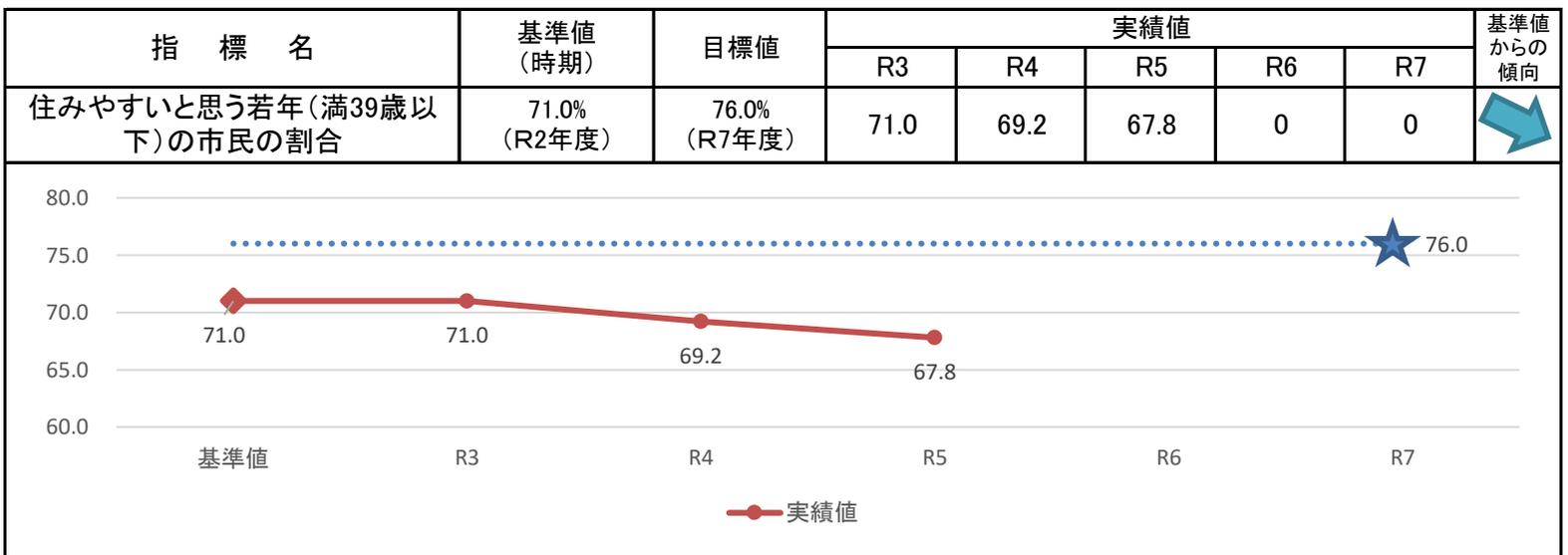
二次評価(施策評価会議による評価)

●	【E5-1】 若い世代、若者、子育て世帯と記載が混在しているが、ターゲットを意識した施策を検討すること。
●	【E5-2】 老朽危険空き家除却の問題点とその要因について、本質的な要因を記載すること。
●	【E5-2】 マンションの空き物件対策について、分析等を踏まえた記載を追記すること。

基本施策に対する市民満足度調査結果



成果指標



年度別 主な取組内容

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯を対象とした、特定目的住宅や応募倍率が特に高い住宅における定期借家制度による募集の実施(入居戸数:28戸) ・住みよかプロジェクトにおける、民間と連携した若い世代の住環境のしくみづくりへの取組み ・サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の周知等を行ったことによる登録住宅数の増加(23棟・844戸(令和4年3月31日時点)、26棟・999戸(令和5年3月31日時点)) ・定住促進空き家活用補助金の交付(令和4年度:7件) ・市営野母住宅の集約及び建替 ・長期優良住宅や低炭素住宅の認定による質の高い住宅ストックへの更新を推進する(長期優良住宅認定件数:戸建て225件、共同住宅等3件、低炭素住宅:16件) ・所有者への指導や制度の周知による老朽危険空き家の除却の推進(除却件数62件) ・バンクへ登録推進による空き家減少と活用の改善(登録数:20件) ・福祉施設等の査察、指導による特定建築物の適正管理の推進(報告件数:428件) ・広報活動や啓発活動による住まいの耐震化の推進(耐震診断:22件、耐震改修10件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯を対象とした、特定目的住宅や応募倍率が特に高い住宅における定期借家制度による募集の実施(入居戸数:28戸) ・住みよかプロジェクトにおける、民間と連携した若い世代の住環境のしくみづくりへの取組み ・サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の周知等を行ったことによる登録住宅数の増加(26棟・999戸(令和5年3月31日時点)、27棟・1015戸(令和6年3月31日時点)) ・定住促進空き家活用補助金の交付(令和5年度:5件) ・長期優良住宅や低炭素住宅の認定による質の高い住宅ストックへの更新を推進する(長期優良住宅認定件数:戸建て177件、共同住宅等0件、低炭素住宅:8件) ・所有者への指導や制度の周知による老朽危険空き家の除却の推進(除却件数96件) ・バンクへ登録推進による空き家減少と活用の改善(登録数:23件) ・福祉施設等の査察、指導による特定建築物の適正管理の推進(報告件数:446件) ・広報活動や啓発活動による住まいの耐震化の推進(耐震診断:25件、耐震改修9件) 		

令和6年度 個別施策評価シート

個別施策	E5-1	多様な住まいの選択肢を提供します	
2025年度に めざす姿	対 象	意 図	
	市民が	希望する住まいに安心して住んでいる。	
個別施策主管課名	住宅政策室		

成果

① 若者・子育て世帯が安心して暮らせるしくみづくり

●子育て世帯が安心して暮らせる市営住宅を供給するために、新築住宅の応募倍率が特に高い住宅や子育て世帯向け住戸改善を実施した住戸において、定期借家制度(10年間の入居期間を設定)による子育て世帯を対象とした募集を行った。また、空き住宅の入居者募集時に、特定目的住宅として子育て世帯を対象に優先枠を設定して募集を行った。こうした取り組みにより、定期借家(住戸改善したものを含む)には22戸の入居、特定目的住宅には6戸の入居が図られ、子育て世帯への住宅の供給につながった。

●若者や子育て世帯の住みやすさの改善のため、民間と連携して取り組んでいる「住みよかプロジェクト協力認定制度」では、認定事業者が路面電車沿い等の利便性の高い圏域を中心とした子育て世帯向けの賃貸住宅を346戸、リノベーションした空き家を若者向けに5戸供給したほか、市街化調整区域での住宅団地開発を許容する制度の見直しを行い、住宅用地の供給を促進するなど、若者や子育て世帯が住まいを選択できる環境づくりを行うことができた。

② 高齢者が安心して住み続けられるしくみづくり

●高齢者向け住宅の一つであるサービス付き高齢者向け住宅について、登録制度の周知を図るためホームページを改修したことなどにより、登録住宅数が26棟・999戸(令和5年3月31日時点)から27棟・1,015戸(令和6年3月31日時点)に増加した。

●住宅機能の改善につながる改修を、住みよ家リフォーム補助金などで支援することにより、高齢者が安心して住める環境改善がさらに促進した。

③ 移住者の定住促進

●移住者の定住に繋がるように、空き家の住宅リフォームや家財処分への支援を行う補助金を5件交付したほか、空き家・空き地バンクについては、142件の登録と42件の売買・賃貸等の成約があり、空き家を有効活用した定住へ繋げることができた。

●住みよかプロジェクト協力認定制度による認定事業において空き家をリノベーションし、住まいを検討する方々が必要と考える生活の要素に使用可能な場としてこれを供給することにより、暮らしを支える住みよい生活環境を創出することで、移住・定住の促進に寄与する取り組みを行った。

④ 住宅確保要配慮者が入居できる民間住宅や公的住宅の確保

●住宅確保要配慮者のニーズに合った賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を推進するため、登録手数料の無償化やホームページなどを活用した周知を行ったことにより、セーフティネット住宅の登録数が7件・71戸増加した。

●市営住宅の適正な入居管理と管理戸数の適正化を図るため、建築時期や機能性に基づき必要な住戸改善工事を行ったことにより、居住水準の向上が図られた。
外壁改修(5団地)、防水改修(8団地)、EV改修(3団地)、排水管改修(2団地)、浴槽・風呂釜改修(1団地)、給水管改修(1団地)、住戸改善(40戸)

●市営住宅管理戸数の適正化を図る中で、今後も活用していく住宅を中心に市営住宅の公募を行った結果、133件の入居が決定した。

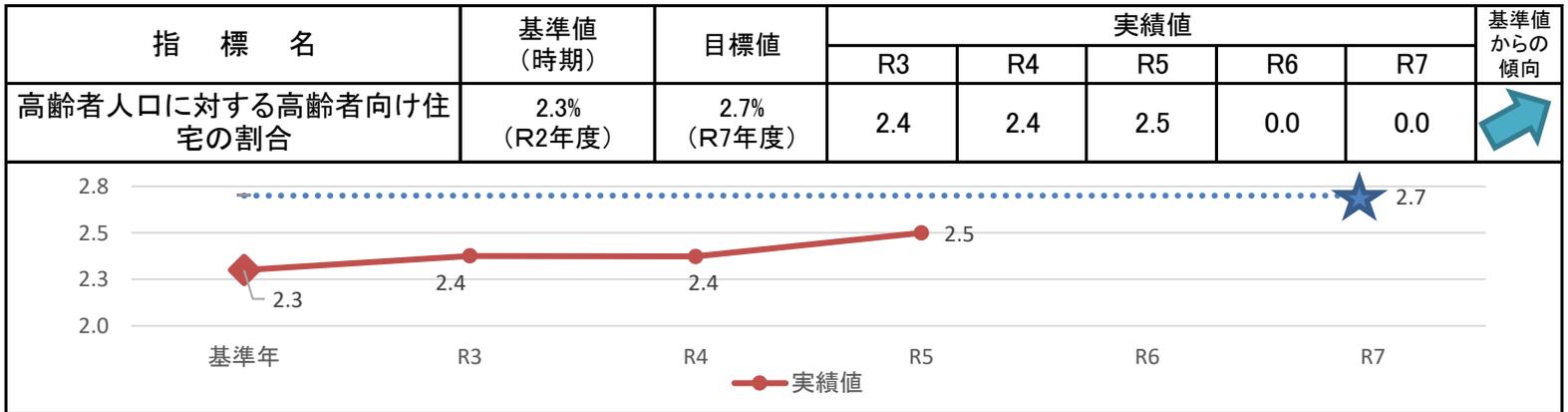
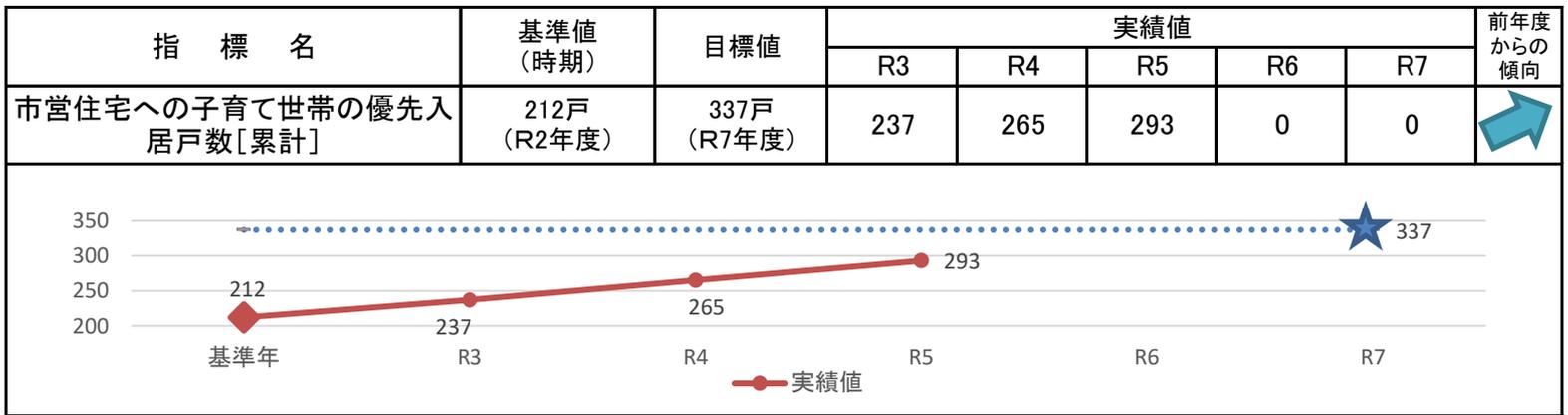
問題点とその要因

① 若者・子育て世帯が安心して暮らせるしくみづくり
<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅の子育て世帯向けの住戸改善事業については、若者・子育て世帯が居住しやすい状況に配慮して供給を行ったほか、予算の担保が図られた時点で市のホームページに対象団地を掲載するなど情報発信に努めたものの、場所によっては想定どおりの応募がない住戸が出てきている。 ●「住みよかプロジェクト協力認定制度」の協力認定事業において住宅供給等の仕組みが構築されたことにより、若者や子育て世帯に向けた住宅供給等が進んでいるものの、認定事業者は限られていること、制度の見直しによる住宅用地の供給促進はその見直しから時間が経っておらず、その効果がでるには時間がかかること、また、平地が少ない等の長崎市特有の地理的要因などから若者や子育て世帯のニーズに合った大幅な拡大は短期的には難しい状況である。
② 高齢者が安心して住み続けられるしくみづくり
<ul style="list-style-type: none"> ●サービス付き高齢者向け住宅の登録が特定の地域に集中しており、当該住宅の供給地域は限られる。 ●住みよ家リフォーム補助金などの住宅改修支援は、補助金の制度上、工種が異なれば、翌年度以降に再度申請をすることが可能であるため、一部の方は複数回利用している一方で、予算額が終了し申請できない方もおり、不公平感がある。
③ 移住者の定住促進
<ul style="list-style-type: none"> ●空き家空き地情報バンク制度の利用については、登録件数が増加してきたものの、広報媒体が市のホームページでの公開のみで全国版のサイトではないため、バンク制度を利用して空き家を活用する方が限られる。
④ 住宅確保要配慮者が入居できる民間住宅や公的住宅の確保
<ul style="list-style-type: none"> ●セーフティネット住宅の登録などについて、登録手数料の無料化やホームページなどを活用した周知に努めているものの、登録する賃貸住宅事業者は限られている。 ●既存の市営住宅について、多数の住宅が同時期に建設されていることから、建物の耐用年限内での建替や長寿命化計画に基づく修繕周期での各種改修・改善工事等の時期も集中しており、平準化した対応が難しい状況である。 ●市営住宅について、入居者数が退去者数を下回っており、入居率が減少傾向となっている。

今後の取組方針

① 若者・子育て世帯が安心して暮らせるしくみづくり	
継続	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世帯が求める住居の立地や設備など、引き続きニーズの把握に努め、子育て世帯のニーズに合致する市営住宅の供給について、必要性も含め検討を進める。
継続	<ul style="list-style-type: none"> ●これまでに構築した仕組み(「住宅供給」・「情報発信」・「相談・支援」)を引き続き活用し、現在認定している協力認定事業者の取組みのほか、必要に応じて「住みよかプロジェクト協力認定制度」による新規認定も視野に入れて進めていく。その取組みの一つとして、地域の特性について着目し、空き家の掘り起こしから活用に繋がる仕組みについて検討し、住みよかプロジェクト協力認定事業を活用する等して構築していく。 併せて、アンケート調査による若者や子育て世帯のニーズや社会動向など新たな要素も取り入れながら、状況に合った施策を展開していく。
② 高齢者が安心して住み続けられるしくみづくり	
継続	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の周知及び登録の推進を継続して行うとともに、高齢者向け住宅の需要動向を注視し、必要となる供給地域や供給数の把握に努める。
継続	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み続けられるためのリフォーム補助金の支援を行うとともに、利用しやすいように補助制度の見直しも検討する。
③ 移住者の定住促進	
改善	<ul style="list-style-type: none"> ●移住者の定住を図るため、空き家・空き地情報バンクへの登録件数を増やすほか、全国版の空き家バンクへ拡大するなどの制度改正を検討する。
継続	<ul style="list-style-type: none"> ●住みよかプロジェクトでは、市民や民間との連携を強化するとともに移住定住の環境づくりにも繋がるよう、協力認定制度の周知に努める。
④ 住宅確保要配慮者が入居できる民間住宅や公的住宅の確保	
継続	<ul style="list-style-type: none"> ●セーフティネット住宅登録制度の周知について、引き続き制度の周知に努めるとともに、より多くの賃貸住宅事業者などに対し効果的な周知方法を検討する。
継続	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎市公営住宅等長寿命化計画に基づく、建替・機能改善・維持修繕を効果的に行うとともに、建替え等が集中する時期にPPP/PFIの活用など、民間の資金・ノウハウなどを有効に活用することで、セーフティネットの中心的役割を担う市営住宅の更新に支障が生じないような手法を模索する。大規模団地である日見大曲・宿町団地においては、PPP/PFIを活用した団地再生を進めるほか、その他の建替え対象団地についても、入居者への説明など、事業実施に向けた準備を進める。
継続	<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅については、公募する住宅の選定方法等を検討し、入居率の向上に努める。

成果指標



施策を推進する主な事業

	事業名 担当課	子育て住まいづくり支援補助金	住宅政策室
	成果指標	周知・広報の満足度(%)	
	目標値	100%	
	実績値	54.5%	
	達成率	54.5%	
1	成果指標・ 目標値の説明	<p>少子化対策の一環となるよう、子育ての環境整備や子育て世帯等の経済的負担の軽減を目的の一部としていることから、各世帯の手助けとなるよう認知をしていただくため、周知・広報の満足度を成果指標とした。</p> <p>申請時に聴取しているアンケートにより把握可能なこと、及びより効果的な広報に改善していくことから、令和5年度の目標値を100%とした。</p>	
	事業目的	安心して子供を産み育てることができる住環境を整備する	
	事業概要	多子世帯または三世代で同居若しくは近居するための住宅の取得・改修費用の一部を助成する。	
	取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・中古住宅の取得 11件 ・住宅の改修 18件 	
		決算(見込)額	10,861,000



【パンフレット掲載イラスト】

2	事業名 担当課	【補助】【単独】既設公営住宅改善事業費 既設住宅等ストック総合改善事業費		住宅政策室	
	成果指標	事業進捗率(事業費ベース)		  <p>(改修前) (改修後)</p> <p>【浴室改修イメージ】</p>	
	目標値	100%			
	達成率	42.8%			
	当該年度執行率	97.5%			
	成果指標・ 目標値の説明	事業の進捗を客観的に判断できる数値として、市営住宅(横尾団地)の浴室等改修の総事業費に占める事業費累計の割合を事業進捗率とし、成果指標とした。 当該年度の予算を含めた事業進捗率を目標値とした。			
	事業目的	市営住宅の居住水準の維持及び向上を図るため、国の社会資本整備総合交付金を活用し、市営住宅の計画的な維持修繕を行うもの。			
	事業概要	市営住宅の内装仕上げの改修、浴室、手摺及び便所の改修等の住戸改善等を行う。 【事業期間】令和3～令和7年度 【総事業量】改善対象住戸 管理戸数 190戸 【総事業費】 1,045,000千円 【事業費累計】 447,017千円			
取組実績	改修住戸 10号棟～15号棟 計 35戸				
	決算(見込)額			187,615,802 円	

令和6年度 個別施策評価シート

個別施策	E5-2	安全で安心な民間住宅・建築物の普及を促進します	
2025年度に めざす姿	対 象		意 図
	市民が		安全で安心な住まいで暮らしている。
個別施策主管課名	建築指導課		

成果

① 質の高い住宅ストックへの更新

●長期優良住宅・低炭素住宅認定制度の周知不足を補うため、R5年より住宅支援制度に関する総合的な情報を掲載したパンフレットを作成・活用し、市民や事業者に向けた周知・啓発活動に取り組んでいる。そのうち長期優良住宅については、令和5年度で177件(戸建て177件、共同住宅等0件)、毎年約200件～250件程度を認定し、また低炭素住宅については、令和5年度で8件、毎年約10件～30件程度を認定したことで、質の高い住宅ストックへの更新につながっている。

② 老朽危険空き家の除却と空き家・空き地の利活用の推進

●安全安心な住環境づくりを促進するため、所有者等へ指導等を行ったことにより、96件が除却等により解決し、うち35件は特定空家等除却費補助金が活用され、老朽危険空き家の除却につながった。

●地域の活性化及び本市への移住促進のため、空き家・空き地バンクの物件情報を提供したことにより、令和5年度は、バンクの登録が23件、成約(売買・賃貸等)が8件あったほか、令和5年8月より利用対象者を市内での転居を考えられている市民にも拡大したことにより、市民からの利用希望登録が29件あるなど、空き家・空き地の利活用の推進につながった。

③ 特定建築物の適正管理の促進

●多数の市民が利用する特殊建築物の安全性を確保するために、報告対象となる573件の全ての施設に対し年度初めに文書を発送し、また、37件の福祉施設等の査察時に、制度の概要や報告必要性の説明及び提出の催促を行ったことにより、報告書の提出率は前年度の75.9%から79.9%と上昇した。

④ 住まい・宅地とまちの防災性の向上

●旧耐震構造の住宅の耐震化を図るため、木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修費に対する補助を行うことにより、耐震性が低い住まいの件数が減少し、安全・安心に住み続けられるまちづくりの推進へとつながった。また、戸別訪問(年間約500戸)の実施や「固定資産税・都市計画税に関するお知らせ」(年間約170,000件)に支援事業のお知らせを掲載し、自治会への住宅支援制度に関する総合的な情報を掲載したパンフレットを配布する等の周知・啓発を行うことで、令和5年度は8件の改修と1件の建替に補助金が活用され、H28～R5年度の8年間に建替も含み新耐震基準を満たす住宅への耐震化累計実績は136件となった。

問題点とその要因

① 質の高い住宅ストックへの更新

●長期優良住宅、低炭素住宅、建築物省エネ法に基づく住宅、ZEH住宅など、ゼロカーボンを目指す質の高い住宅には、様々な制度があるため複雑となっていることから利用者にとってわかりにくい。いずれも広報については市ホームページなどで行っているが、周知が足りていない。

② 老朽危険空き家の除却と空き家・空き地の利活用の推進

●人口減少により空き家が増加しているが、所有者不明や死亡による相続権利の複雑化、建物の所有者や相続人が自己所有する建築物について、管理義務意識が薄いことにより、危険な空き家が放置されている。また、長期間空き家として継続していることについては、所有者の解体費用の経済的負担が大きいことや、将来的な家(住まい)の活用や適正な維持管理について子や孫等の次の世代に伝えることができていないことが大きな要因となっている。

●空き家・空き地に関する情報バンクへの登録希望者は年々増加しているものの、市内の空き家数に対して、空き家・空き地情報バンクへの登録物件数が少なく、相続放棄や相続などで複雑となった所有権の問題や、所有者が空き家を倉庫などに利用していたり、家財処分ができないなどの問題により、登録希望者と物件のマッチングがうまくいっていない。

③ 特定建築物の適正管理の促進

●定期報告制度の周知、防災意識の啓発を実施するものの、施設管理者の中には、定期報告の必要性に関して認識が不足している者もあり、数値は上がっているものの定期報告の提出率は目標に達していない。

④ 住まい・宅地とまちの防災性の向上

●木造戸建住宅においては、一定数の耐震化が進んでいるものの、高額な改修費用の問題や耐震化の必要性に関する優先度の低さが原因となり、耐震診断を行った住宅であっても改修工事の実施に至らないケースが多い。

今後の取組方針

① 質の高い住宅ストックへの更新

●令和5年度より長期優良住宅・低炭素住宅認定制度や省エネ補助制度について、市民や事業者等に対し、住宅支援制度に関するパンフレット等を作成、周知をおこなっており、それを最大限活用することにより認定件数の向上につなげていく。また、令和7年4月から全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準が義務付けられることから、市民や事業者等に対し、法改正による制度変更に関する説明会等を実施し、併せて長期優良住宅・低炭素住宅認定制度についても周知することで認定件数の向上につなげていく。これらに加え、環境部作成のゼロカーボンポータルサイトなどを活用して更なる周知に努めていく。

② 老朽危険空き家の除却と空き家・空き地の利活用の推進

●特定空家等除却費補助金や老朽危険空き家対策事業並びに財産管理人の選任などの空家等対策の推進に関する特別措置法改正への対応に加え、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度などの周知を図るとともに、所有者等に対し、改善へ向けた指導を粘り強く行う。また、財務部において令和5年度から施行している「住宅用地特例の適用に関する家屋の要件を定める条例」、「長崎市老朽危険空き家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例」の運用と連携してさらなる空き家対策を強化していく。

●空き家・空き地バンク制度について、広報紙や出前講座等により引き続き周知を図るとともに、空家等活用促進区域の検討など空家等対策の推進に関する特別措置法改正への対応を行う。また、先行他都市の事例を研究し、空き家と利用希望者のマッチングの促進に努めていく。更に、令和6年度から地域に出向き講座を実施する。

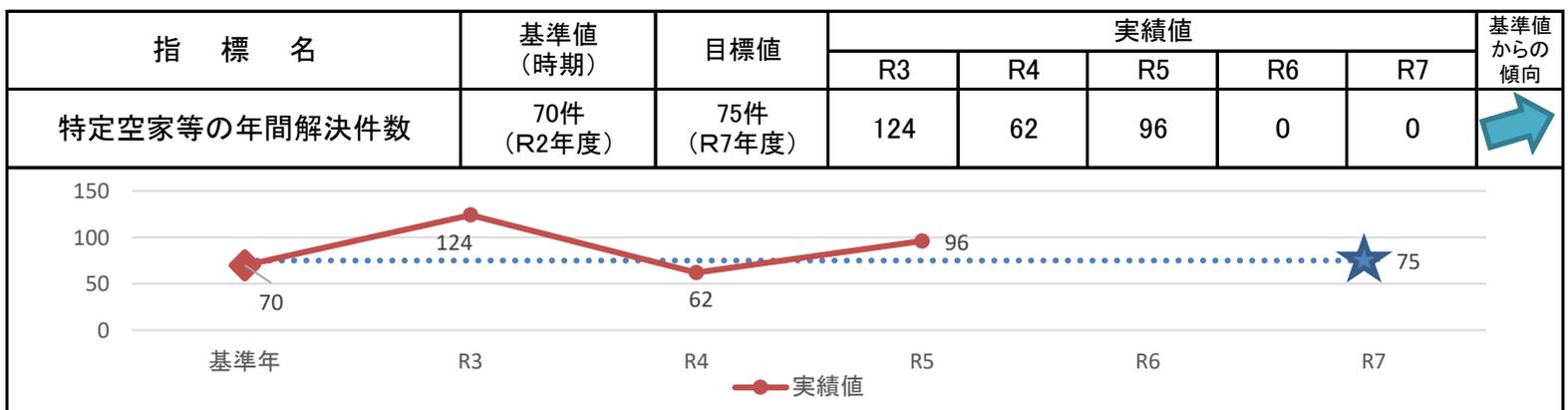
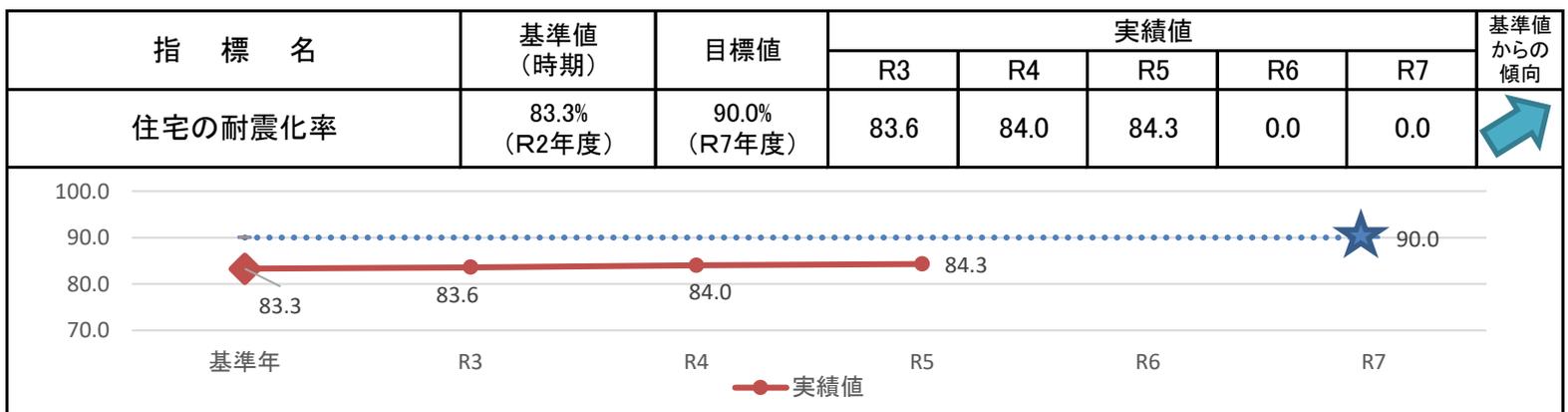
③ 特定建築物の適正管理の促進

●例年どおり、年度初めに所有者に対する通知文書送付のほか、防災週間や福祉施設等の防災査察の際に、定期報告未提出の物件等について、定期報告制度の必要性の周知、防災意識の啓発を図るとともに手続きの処理の迅速化を図り、提出しやすい環境を整える。

④ 住まい・宅地とまちの防災性の向上

●これまでどおり様々な広報媒体の活用や戸別訪問等、市民への直接的な働きかけによる啓発活動に取り組むことで、引き続き防災意識を高める活動を行っていく。また、個別の無料相談会を開催し、住宅支援制度に関するパンフレットを配布して内外装等のリフォームの取組みに合わせた耐震化改修工事を紹介するなど、より市民の生活に寄り添った形で住まいの耐震化を促進していく。

成果指標



指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					前年度 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
空き家・空き地情報バンクの登録件数[累計]	87件 (R2年度)	200件 (R7年度)	99	119	142	0	0	▲
指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
特殊建築物の建築設備の定期報告の提出率	69.9% (R2年度)	80.0% (R7年度)	72.7	75.9	79.9	0.0	0.0	▲

施策を推進する主な事業

1	事業名 担当課	特定空家等除却費補助金		建築指導課
	成果指標	特定空家等の除却件数		<p>【除却後】</p>
	目標値	40件		
	実績値	35件		
	達成率	87.5%		
	成果指標・ 目標値の説明	所有者等による除却の支援を行い、除却を進めることで、安全・安心な住環境づくりの促進に繋がることから、成果指標とした。 また、当該年度の予算を含めた件数を目標値とした。		
	事業目的	安全・安心な住環境づくりを促進するため。		
	事業概要	老朽化し危険である若しくは危険となる恐れがある特定空家等の除却を行う所有者等に対し、除却費の一部(上限50万円)を助成する。		
取組実績	(R5実績) ・助成(除却)件数 35件			
	決算(見込)額	17,389,000 円		